

パブリックコメントで寄せられた意見の概要と市の考え方

1 パブリックコメントの実施状況

- (1) 意見の募集期間 平成23年9月30日(金)～10月21日(金)
- (2) 意見の応募者数・件数 1名(5件)
- (3) 提出方法の内訳

	郵送	ファクシミリ	Eメール	持参	電話	計
人数	0	0	0	1	0	1

2 意見の概要と市の考え方

① 青少年に対する教育上の措置について(1件)

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	小中学生, 高校生への教育が必要であり, 特に大学生への教育も必要である。学校でビデオを見せたり, 警察官が講話を行うなどの啓蒙・広報を行い, 意識を高めることが必要である。	<p>社会経験が浅く様々な媒体から影響を受けやすい青少年に対しては, 暴力団の悪質性や危険性を認識させる必要があると考えておりますことから, 市条例では, 警察なども含めた関係機関と連携しながら, 青少年が暴力団に加入しないことや暴力団の犯罪に巻き込まれないための教育や啓発等を実施していく内容を, 盛り込んでおります。</p> <p>青少年に対する教育や啓発を実施していく中で, ご意見の手法についても参考にさせていただきます。</p>

② 市民における威力の利用及び金品等の供与の禁止について(1件)

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	暴力団員に資金を提供した者の名前を公表し, 過料を課す。	市条例では, 市民等が暴力団の威力を利用することや, 暴力団に協力する目的で暴力団員への金品の供与を禁止することを盛り込むとともに, 暴力団排除の機運が高まるよう市が市民に広報や啓発を行うことを盛り込み, 市と市民が協働で暴力団排除を推進できるよう, 取り組んでまいります。

③ 本市の公の施設における利用の制限について（1件）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	市の施設の許可を取り消すだけでなく、遡及して利益等を賠償・補償させる。	市条例では、暴力団の会合など、暴力団の運営に資すると認めるものについては施設の利用を許可しないことや、既に利用を許可した場合でも、利用日までに暴力団が利用することが判明した場合は、その利用許可を取り消す内容を盛り込んでおります。 本市といたしましては、今後とも、市の施設が暴力団の資金獲得の活動に利用されないよう管理運営を徹底してまいります。

④ 本市の事業における暴力団排除について（1件）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	暴力団に公共工事等を発注した公務員は、その額を弁済し、公務員の氏名を公表した上、懲戒免職にする。	市の公共工事等の契約は個人ではなく市として行うものであり、契約事務におきましては、事前の登録審査や暴力団との関係が判明した場合の契約解除など、暴力団が公共工事に参入できないようにしています。 今回、公共工事だけでなく市の事務事業すべてからの暴力団の排除を市条例に盛り込むことにより、さらに取組を強化してまいります。

⑤ 基本理念・市の責務について（1件）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	栃木県警が民事に積極的に介入することを条例で宣言し、市民に安心感を与えるべき。	平成23年4月に施行された「栃木県暴力団排除条例」により、暴力団排除の活動において暴力団から危害を受けるおそれがある場合は、警察官による警戒その他の当該者の保護のために必要な措置を講ずるものとされております。 なお、市条例では、市民等が暴力団排除の活動に安全に取り組むことができるよう、警察と緊密に連携し、その配慮をしていくことを盛り込んでおります。